

公募案内

「2025年度中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」

台北・プラットフォーム

プラットフォーム・コーディネーター（産業分野）業務委託先の公募

2025年3月

公益財団法人日本台湾交流協会・台北事務所

公募案内の目次

① 公募案内

② 評価基準

③ 仕様書

(別紙 1) 業務委託費明細書

(別紙 2) 申込マニュアル

(別紙 3) 申込下書きフォーム

公募案内

次のとおり公募を実施します。

2025年3月21日
公益財団法人日本台湾交流協会
台北事務所

1. 公募に付する事項

(1) 案件名	「2025年度中小企業海外展開現地支援プラットフォーム」 台北・プラットフォーム プラットフォーム・コーディネーター（産業分野）業務委託先の公募 ※本事業は日本台湾交流協会と独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」）の間で締結された協定書に基づき日本台湾交流協会台北事務所が運営するものである。
(2) 採択予定人数	4名／社程度を予定
(3) 対象分野、対象国・地域	【対象分野】 ①ファッショング・繊維分野、②デザイン（日用品）分野、③コンテンツ分野、 ④ライフサイエンス分野、⑤機械・機器分野、⑥環境・エネルギー分野、⑦ サービス分野、⑧インフラ・プラント分野、⑨その他 【対象国・地域】 台北を中心とした台湾
(4) 調達案件の仕様等	別紙仕様書のとおり
(5) 履行期間	契約締結日～2026年3月31日まで
(6) 履行場所	別紙仕様書のとおり
(7) 公募方法	① 応募者（個人又は法人）は、公募案内で指定する応募書類をもって申し込むこと。応募者が法人の場合は複数の業務従事予定者を提示することができますが、うち1名を統括管理責任者とする。本公募案内で定める評価基準を基に選定し、高い評価を得た者4名／社程度を採択者として決定する。なお、具体的な選考プロセスは後述の「6.選考プロセス・選考スケジュール」を参照のこと。 ② 応募者は、応募後、書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

2. 応募資格・要件

- (1) 採択通知後速やかに本事業に関する委託契約を日本台湾交流協会との間で直接締結できること。
- (2) 公示の日から応募書類の受領期限までの間、契約に関し日本台湾交流協会及びジェトロから指

名停止措置を受けていないこと。

- (3) 日本台湾交流協会及びジェトロが求める経理及びその他の事務についての説明・報告ができるなど、日本台湾交流協会が本事業を委託する上で必要とする措置に適切に対応できること。
- (4) 反社会的勢力、又はこれに類似する企業・団体等に所属する個人または法人ではないこと。また、日本法、国際連合、欧州連合、米国及び応募者の所在国の法令等で、制裁対象者として指定され輸出入、支払等、資本取引、投資、役務取引その他の取引等の制限を受けている者及びこれらの者の支配下にある企業・団体等（以下「制裁対象者」という。）に該当しないこと。制裁対象者に所属しておらず、かつ、制裁対象者との間で経済的関係を有していないこと。公募案内記載の要件を満たさないおそれが生じた状態になった場合には、速やかに日本台湾交流協会に報告すること。
- (5) ジェトロの「新輸出大国コンソーシアム パートナーによるハンズオン支援業務」又は「新輸出大国エキスパート業務（基準・認証等、法務、税務・会計、物流、商品パッケージデザイン戦略分野）」の委託契約者の業務従事者でないこと。
- (6) 本事業に必要とされる専門性と応募者の専門分野が合致していること。
- (7) 仕様書に記載の業務内容のうち、「個別支援業務」に含まれる業務を1項目以上対応可能であること。
- (8) 本事業の趣旨に沿った形で、日本語及び中国語の業務が可能であること。
- (9) 応募者が対象国・地域又は業務遂行可能な近隣地を主たる居住地としていること。
- (10) 応募者の主たる事業拠点（所属先がある場合は主たる勤務地）が対象国・地域又は業務遂行可能な近隣地であること。
- (11) 応募者に所属先がある場合は、本事業の委託業務実施について所属先の了解を得られていること。
- (12) 応募者自身及び応募者の所属先が過去に刑事罰を受けておらず、刑事手続が行われていないこと、又は民事上の紛争（日本台湾交流協会およびジェトロが対象外と判断するものを除く）が生じていないこと。
- (13) 本事業の遂行にあたり、健康上に支障がないこと。
- (14) 本事業及び日本台湾交流協会及びジェトロが実施する他の事業における契約実績がある場合、当該期間中に指導内容・指導姿勢等に重大な問題、又は事務手続、業務報告等において重大な問題を起こしていないこと。
- (15) 業務を遂行するために必要なPC操作（Word、Excel、PowerPoint、E-mailなど）が可能であること。TeamsやZOOM等を使ったオンラインでの打ち合わせ等ができること。また、ウィルス対策ソフトを導入するなど、日本台湾交流協会及びジェトロの求める情報管理を行うことができるこ。
- (16) 時勢に合致した最新の対象国・地域のネットワークを有しており、それらを活用しながら、中堅・中小企業等の海外展開支援ができること。
- (17) 中堅・中小企業等からの相談に対して自ら積極的に取り組み、輸出成約、拠点設立に結び付けていこうという強い意欲が感じられること。
- (18) 中堅・中小企業等の経営者などとの円滑なコミュニケーション（発言の抑制、傾聴、文脈及び相

手の反応の認知、適切な助言等) ができること。また、利益誘導の禁止等公的機関の業務遂行の留意点を理解していること。さらに、機密情報・個人情報の取扱い、知的財産（著作権等）、コンプライアンスの重要性を理解し、適切な対応（態度・言動・情報の取り扱い）ができること。

(19)本事業の目的・趣旨・意義を理解し、事業に参加することに意欲的であること。また、日本台湾交流協会及びジェトロや他の経済団体等と協調して事業に取り組むことができる。

3. 業務委託の金額

本業務に基づき支払われる業務委託費は「業務委託費明細書」のとおりとし、出来高払いとする。ただし、年間 TWD471,500（税込）を超えないものとする。

(1) 単価には付加価値税等、一切の現地諸税を含むものとする。なお、年間予定数量は想定数であり、確約するものではない。

(2) 業務に付随し発生する電話代、コピー代、保険料等事務経費については、業務委託費に含むものとし、日本台湾交流協会及びジェトロは負担しない。

(3) 当該契約締結先の日本台湾交流協会台北事務所にて業務を行う場合、事務所までの交通費は業務委託費に含まれるものとする。ただし、日本台湾交流協会が別途指定した場所にて業務を行う場合は、実施にかかる交通費等を規定の範囲内で日本台湾交流協会の負担とすることができます。

(4) 本事業に係る国内外出張経費は、業務委託費とは別に日本台湾交流協会の旅費規程及び出張要領に基づく実費精算とする。なお、特に記載のない費用については業務委託費に含まれる。

4. 応募方法

(1) 応募フォーム

- 以下の URL からウェブフォームで必要な情報を入力して申し込みをすること。
<https://a9c1ddfd.form.kintoneapp.com/public/35d010ce42511ffd2537123e837e5db952bbc3ef4451a2891ae2627b7950d569>
- 適宜別紙の「申込マニュアル」および「申込下書きフォーム」を活用のこと。

(2) 応募期限

2025 年 4 月 7 日（月）17 時 30 分必着（当地時間）

(3) 問い合わせ先

日本台湾交流協会台北事務所 経済部 貿易相談室 （担当：川名、江田）

E-mail : jproject-k1@tp.koryu.or.jp

5. 業務従事予定者の選定及び契約期間中における業務従事者の変更

応募者は、応募にあたり、所属する業務従事予定者が業務従事者の要件を満たしていることを事前に確認すること。なお、契約経過中に、災害、健康上の問題などの事由により業務続行が困難な場合、活動指標の達成率が著しく低い場合、指導内容、指導姿勢などに重大な問題や支援先とのトラブル、又は事務手続き、業務報告などにおいて重大な問題を起こした場合には、業務委託先と日本台湾交流協会で協議の上、業務従事者を変更するように依頼することがある。

6. 選考プロセス・選考スケジュール

- (1) 第一次選考（書類選考）：2025年4月上旬（予定）
- (2) 第二次選考（面談審査）：2025年4月中旬（予定）
 - ※ 書類審査を通過した対象者にのみ面談日程を個別に連絡する。
 - ※ 書類審査と面談内容を総合的に判断し、上位4名／社程度を採択する。
- (3) 採択結果通知：2025年4月下旬（予定）までに書面にて通知する。
- (4) 契約に関する説明：(3)の後、契約内容、各種手続きなどについて説明する。

7. 応募にあたっての注意事項

- (1) 本公募に応募する者は上述の応募フォームの登録をもって応募があったとみなす。当該登録後に応募を辞退する場合は、応募辞退届（様式任意）を書面で提出すること。
- (2) 第二次選考の面談はオンライン又は日本台湾交流協会台北事務所で行う。第一次選考（書類選考）の通過連絡の際に、開催形式・場所・手順等について連絡する。応募書類作成、面談に係る費用など、本公募に生じた経費は支給しない。
- (3) 日本台湾交流協会が指定する面談の日程に参加できなかった場合は、本応募を辞退したものとみなす。
- (4) 審査の経過、結果に関する問い合わせには応じない。

8. その他の注意事項

- (1) 業務委託先が、事業の全て又は一部を第三者に再委託することを禁ずる。
- (2) 業務委託先は、日本台湾交流協会の求めに応じ、業務報告書や成果物等を提出すること。これらの知的所有権及び事業成果は原則日本台湾交流協会及びジェトロに帰属する。
- (3) 本案件は2025年度に関わるものであるため、予算等の都合により履行期間の変更又は案件を取りやめることがある。

9. 個人情報の取り扱い

本公募による業務委託先採択過程で知り得た個人情報は、業務委託先選定及び業務委託契約締結のために使用する。

10. 問い合せ先

日本台湾交流協会台北事務所 経済部 貿易相談室 （担当：川名、江田）

所在地：台北市松山區慶城街28號

E-mail : jproject-k1@tp.koryu.or.jp

評価基準

【一次選考】	
審査項目	評価
(1) 応募に必要な書類、記載事項に不足がない。	○又は×
(2) 公募案内で示す「応募資格・要件」を全て満たしている。	○又は×

【一次選考にかかる留意事項】

- 一次選考において一つの項目でも×があった場合には、二次選考には進めない。

【二次選考】	
審査項目	評価（加点）
(1) 本事業の実施目的や趣旨を理解し、本事業の成果向上に意欲的である。	3点
(2) 自己の能力発揮及び最新情報や知見の収集活用に積極的である。	3点
(3) 対象国・地域での事業経験、事業展開支援経験が豊富であり、相応の専門知識、知見、人脈を有している。	3点
(4) 海外展開に必要なマーケティング知識、商習慣、現地法令等に精通しており、中堅・中小企業等の個別具体的な課題を発見し、解決のための適切なアドバイスが可能である。	3点
(5) 本事業の遂行に必要な業務時間が十分に確保でき、中堅・中小企業等からの要望に迅速に対応できる。また、必要に応じて日本台湾交流協会から依頼された出張が可能である。	3点
(6) 応募者が有する知見及び本事業遂行により得た経験・ノウハウ等を日本台湾交流協会及び他の委託先と積極的に共有するなど、本事業の効率的な運営に協力的である。	3点
(7) 日本台湾交流協会及びジェトロが求める経理及びその他事務にかかる対応・報告ができるなど日本台湾交流協会が本事業を委託する上で必要となる基礎的活動に適切に対応できる。	3点
(8) コンプライアンスを遵守し日本台湾交流協会からの業務改善要望に真摯に対応できる。	3点
(9) コミュニケーションに問題はない（サービス利用者からコーディネーターの話し方、伝え方に起因したクレームが発生する恐れはないか）。	3点

【二次選考にかかる留意事項】

- 提出書類と対応箇所のない審査項目も含め、面談と提出書類により総合的に判断・評価する。
- 加点項目の評価
<3点満点の項目>3/2/1/0 の点数で評価（4段階：大変優れる/優れる/問題ない/問題あり）
- 0点の項目が一つでもあった場合は不採用となる。

仕様書

1. 事業概要

公益財団法人日本台湾交流協会（以下「日本台湾交流協会」）は、独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」）と連携して、海外展開を図る中堅・中小企業等及び海外現地に進出済みの日系中堅・中小企業及び関係機関等（サービス利用者）を対象に、それらが抱える課題に対処すべく、海外現地で提供する支援サービスの充実を図ることを目的として、海外現地協力関係機関等と連携し、中堅・中小企業等向けの支援を行う「中小企業海外展開現地支援プラットフォーム（PF）」の枠組みを構築、運営する事業をジェトロとの協定に基づき遂行する。

具体的には、本事業を実施するそれぞれの国及び地域において、本件委託業務の受託者は本業務実施者をプラットフォーム・コーディネーター（以下「PFCDR」とする）として配置し、現地の官民協力機関、各種専門家の協力も得ながらサービス利用者に対する各種情報提供及び相談対応、紹介、取次及びマッチング支援、並びにプラットフォーム強化等の対応を行う。

2. 事業に係るサービス業務内容

日本台湾交流協会の指示に基づき、台湾へ進出・輸出を検討中及び進出済である日本の中堅・中小企業等に対し、以下の業務を行う。なお、業務委託担当国・地域は、台北を中心とする台湾（以下「当地」とする）、業務で使用する言語は原則「日本語」（加えて、中国語が使用できればなお可）とする。

● 個別支援業務①（「情報提供サービス」に係る業務）

(1) ミニレポートによる情報提供（単位：件）

- 個別の問合せに対し、レポート形式にて情報を提供する。1件につきA4用紙2~3枚程度（図表は除く）の情報量を目安とする。指定の様式（Word形式・PowerPoint形式）は別途配布する。デスクトップ調査を基本とするが、必要に応じてヒアリング調査等を行うことも可。

(2) ブリーフィング対応による情報提供（単位：時間）

- 個別の問合せに対し、面談にて情報を提供する。1件の面談時間は1時間を目安とする。ブリーフィングは、原則オンラインで行うものとするが、日本台湾交流協会台北事務所やPFCDRの所在地で行うことも可とする。
- 業務報告の際、0.25の倍数で報告とすること。なお15分未満は切り上げとする（例：45分の場合、0.75時間、1時間10分の場合、1.25時間）。

● 個別支援業務②（「企業リストアップサービス」に係る業務）

(3) 現地パートナー候補リスト作成（単位：件）

- サービス利用者の要望に沿った現地パートナー候補（販売先・提携先・調達先等）の紹介を行う。紹介方法は、申込1件あたり最大10社とし、紹介先の基本情報（企業名、担当者情報、ウェブサイトURL、所在地、事業内容、製品／サービス、対応言語、選定理由等）を収集し、後日配布する指定様式を用いて提供する。現地パートナー候補に連絡をとる際は、サービス利用者や製品名を明示しないように注意し、関心度のヒアリングは行わない。

(4) リストアップ前後のブリーフィング対応（単位：時間）

- ・ 上記リスト作成の前後に、必要に応じてブリーフィングを実施する。前後ともに実施することができる。1回当たりのブリーフィング時間は各30分程度を目安とする。
- ・ 事前ブリーフィングでは、サービス利用者の理解や選定条件のすり合わせを行う。
- ・ 事後ブリーフィングでは、選定理由の補足説明やアプローチ方法に関する助言等を行う。
- ・ 業務報告の際、0.25の倍数で報告とすること。なお15分未満は切り上げとする（例：15分の場合、0.25時間、40分の場合、0.75件）。

● 個別支援業務③（商談アレンジ・現地協力機関等取次サービスに係る業務）

(5) 関心度の確認とコンタクトレポート作成（単位：社）

- ・ 上記(3)にて現地パートナー候補として紹介した企業等に対してコンタクトを試み、サービス利用者の製品・サービスに対する関心の有無を確認し、後日配布する指定様式に記載し、日本台湾交流協会へ提出する。
- ・ なお、コンタクト開始から2～4週間程度が経過した時点で、複数の手段（例えば、メールと電話）で3回以上のコンタクトを試みても現地パートナー候補先から返答がなかった場合は、関心なしとみなしても良い。
- ・ 申込1件あたり最大3社とする。

(6) 商談アレンジ（同席なし）（単位：社）

- ・ 上記(5)のうち、現地パートナー候補が関心を示した場合、商談をセッティングする。面談が実施されたことの確認を以て業務完了とする。

(7) 商談アレンジ（オンライン同席）（単位：社）

- ・ 上記(5)のうち、現地パートナー候補が関心を示した場合、商談をセッティングする。また、サービス利用者からの希望に基づいて商談にオンラインで同席した事実を以て業務完了とする。
- ・ 面談は1時間程度を想定する。
- ・ 日本台湾交流協会職員が必ず同席するものとする。

(8) 商談アレンジ（対面同席）（単位：社）

- ・ 上記(5)のうち、現地パートナー候補が関心を示した場合、商談をセッティングする。また、サービス利用者からの希望に基づいて商談に対面で同席した事実を以て業務完了とする。
- ・ 面談は1時間程度を想定する。
- ・ 日本台湾交流協会職員が必ず同席するものとする

● その他の業務

(9) プラットフォーム現地協力機関等への取次（単位：件）

- ・ 在外公館、現地日本商工会議所・商工会、日本の政府系機関・金融機関、日系金融機関、コンサルティング会社、法律事務所、会計事務所、現地非日系商工会議所等の紹介・取次を行う。

(10) 商談会・展示会等イベントへの協力（単位：時間）

- ・ 日本台湾交流協会及びジェトロが主催又は共催を行う中堅・中小企業等向け商談会・展示会等、又は日本台湾交流協会及びジェトロが支援する中堅・中小企業等が複数参加する商談イ

ベント等において、商談支援や会場内の相談対応等の協力を行う。

- ・ 遠隔地で開催される個別相談会での相談対応、市場視察の同行、関係先との面談同席等を行う。
- ・ 業務報告の際、0.25 の倍数で報告とすること。なお 15 分未満は切り上げとする（例：45 分の場合、0.75 時間、1 時間 10 分の場合、1.25 時間）。

(11) 調査レポート作成（単位：件）

- ・ 日本台湾交流協会の指示に基づき、中堅・中小企業等の海外展開支援に必要な基礎情報や、現地でのビジネス事情等に関する調査レポートを作成し、日本台湾交流協会及びジェトロ等の媒体を通じて発信する。
- ・ 数量は事前に日本台湾交流協会と相談して決める。1 件あたり 30 ページ程度を目安とする。

(12) セミナー等での講演（単位：時間）

- ・ 日本台湾交流協会及びジェトロが主催又は共催等を行う中堅・中小企業等向けセミナー等において、依頼地にて情報提供及び相談対応を行う。
- ・ 数量は事前に日本台湾交流協会と相談して決める。単価には講演資料の準備を含むものとする。
- ・ 業務報告の際、0.25 の倍数で報告とすること。なお 15 分未満は切り上げとする（例：45 分の場合、0.75 時間、1 時間 10 分の場合、1.25 時間）。

(13) 協力機関等との連携強化、中堅・中小企業等の海外展開支援策に係るアドバイス（単位：時間）

- ・ 経済産業省、中小企業庁、日本台湾交流協会、ジェトロ、その他現地協力機関等の中堅・中小企業等向け海外展開支援策に係るアドバイスや、これらが取りまとめた中堅・中小企業等から共通して寄せられる質問や課題に対する回答を面談形式（1 時間程度）又は意見書を提出する方法にて実施する。
- ・ 日本台湾交流協会及びジェトロが実施する PFCDR 会議、協力機関等との連絡会や現地政府との意見交換会等に参加し、中堅・中小企業等の相談傾向や課題等について情報共有を行う。
- ・ 現地協力機関等が中堅・中小企業等を対象に実施するセミナー等への協力をう。協力の内容や範囲については、実施主体、日本台湾交流協会、ジェトロ、PFCDR の 4 者による協議の上決定する。
- ・ 業務報告の際、0.25 の倍数で報告とすること。なお 15 分未満は切り上げとする（例：15 分の場合、0.25 時間、40 分の場合、0.75 件）。

3. 管理業務

(1) 報告

- ・ 受託者（所属先）は、日本台湾交流協会から指定された方法にて業務内容を報告する。
- ・ 報告は隨時行うものとし、遅くとも業務遂行日の属する月の最終日までに報告する。ただし、2026 年 3 月分は、2026 年 3 月 31 日（火）を締切日とする。

(2) 業務出張

- ・ PFCDR は、必要に応じて出張の可能性がある。日本台湾交流協会の依頼により PFCDR が

国内外に出張する場合は、日本台湾交流協会の旅費規程に基づき、出張旅費（交通費、宿泊費及び日当）を負担し、受託者に支払う。詳細については、「出張要領」を参照すること。

(3) 現地パートナー候補フォローアップ報告

- ・ 日本台湾交流協会からの指示に基づき、各サービスを利用した中堅・中小企業等に紹介した現地パートナー候補等に対して、その後の進捗状況を確認し、日本台湾交流協会及びジェトロに報告する。

以上